

令和元年度第1回松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和元年10月8日（火） 13：30～

場所：松江市役所 5階 防災センター

○事務局

皆様、お疲れ様でございます。開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に委員の皆様には資料を送付させていただいておりますけれども、本日お持ちになっておられない方がおられましたら、教えていただきましたらお届けしますが、おられませんでしょうか。

それでは、配布させていただきました配布資料一覧に基づきまして、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございます。その裏に委員の名簿が配布してございます。A3で大きい席次表も配布してございまして、あらかじめお配りした資料といたしまして、資料1、島根原子力発電所における取り組み状況について。資料2、令和元年度松江市原子力防災訓練についてでございます。

また、今後の協議会運営の参考とするため、委員の皆様にはアンケート用紙を席上に配布させていただいておりますので、お手数ではございますけれども、お帰りになられます前に記載していただいて、入口のところで事務局にお渡しいただきますと大変喜びます。

それでは、開会までしばしお待ちくださいませ。

○事務局 矢野次長

失礼いたします。防災安全部次長の矢野と申します。本日はお忙しい中、皆様お出かけいただきましてありがとうございます。

ただいまより令和元年度第1回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

本日の会議時間につきましては、15時には終了させていただきたいと考えております。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

また、本日の会議は公開により行います。本日の議事録につきましては、後日、ホームページ等で公開させていただきますので、ご了承願います。

なお、傍聴の皆様には、あらかじめ配布しております留意事項について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、委員の交代について報告をさせていただきます。お手元の委員名簿の橘委員、森脇委員、坂之上委員、野津委員、梶谷委員、川岡委員、以上6名の方でございますが、新たに委員を委嘱させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それから、質問につきましては説明後にお受けいたしますけれども、簡潔かつ手短かにお願いをしたいと思います。

それでは、議事を始めるにあたり、最初に本協議会会長であります松浦市長がご挨拶を申し上げます。

○松浦会長

それでは、ひと言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は皆様方、大変足元の悪い中でございますけれども、今年度第1回目の協議会でございますが、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、中国電力と松江市から2つの議題につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、議題1でございますが、島根原子力発電所の取り組み状況についてでございます。2号機の審査状況、それから今年5月に発覚いたしました放射線測定記録などを誤って廃棄した事案について、中国電力のほうからご説明をいただきます。

それから、議題の2でございますけれども、令和元年度松江市原子力防災訓練についてでございます。今年度の原子力防災訓練は、11月上旬に国が主体となつて行う原子力総合防災訓練との合同訓練を予定しているところでございます。

訓練の詳細につきましては、現在、国や島根県などと調整を行っているところでございますけれども、本日は訓練の概要につきまして事務局のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく

お願い申し上げます。

○事務局 矢野次長

続きまして、本日の議事の進め方及び説明者について、事務局より説明をいたします。

○事務局 先久係長

本日の議事は、会議次第にありますように、議題 1、島根原子力発電所の取り組み状況について、議題 2、令和元年度松江市原子力防災訓練についてでございます。

はじめに、中国電力から議題 1 についてご説明いただき、質疑の時間といたします。その後、14 時 50 分ごろに議題 2 について事務局からご説明させていただき、そのあとに質疑の時間といたします。

誠に恐れ入りますが、会議終了時間を 15 時とさせていただいておりますので、円滑な議事進行にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、ご質問ができなかった方がおられましたら、お手元に質問書をお配りしておりますので、後ほど文書にてご質問いただければ、事務局が取りまとめ、後ほどご回答をさせていただきます。

以上でございます。

ここで、本日お越しいただいた中国電力の関係者の皆様をご紹介します。

中国電力株式会社島根原子力本部、岩崎本部長でございます。

○岩崎本部長

岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

同じく、長谷川副本部長でございます。

○長谷川副本部長

長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

同じく、渡部広報部長でございます。

○渡辺広報部長

渡部でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会要綱の規定に基づき、会長である市長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○松浦会長

それでは、議題（１）島根原子力発電所の取り組み状況について、中国電力のほうから説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩崎本部長

失礼をいたします。中国電力の岩崎でございます。まず、はじめにひと言ご挨拶を申し上げます。

本日は松江市原子力発電所環境安全対策協議会にお呼びをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、協議会並びに執行部の皆様には、平素から当社事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、他の電力会社におきまして、複数の幹部社員が高額の金品等を受領していた問題でございますけれども、本件につきましては、原子力のみならず、電気事業全般に対しまして、国民の皆様からの信頼を大きく損なうものでございまして、同じ電気事業に携わる者としていたしまして、誠に遺憾に感じているところでございます。

当社におきましては、本事案が判明いたしました後、社長の清水をはじめ、過去 10

年間に島根原子力発電所の事業運営に関係してまいりました経営層を対象に聞き取りを行いまして、同様の事案がないことを確認しております。

今後とも、コンプライアンス最優先の事業運営にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

さて、本日のご説明内容でございますけれども、島根 2 号機の適合性審査につきましては、2013 年の 12 月の申請以降、これまでに 122 回の審査会合が行われておりまして、本日も 123 回目の審査会合が開かれているところでございます。

先月には、原子力規制委員会によりまして、地震・津波関係の現地調査が行われました。地震・津波関係の審査は終盤に差し掛かっているところではございますけれども、今回の現地調査では周辺斜面の安定性、あるいは地滑り地形などについて調査が行われたところでございます。

この中で、防波壁の西側の 1 箇所について、当社が地滑り地形ではないというようにご説明している箇所につきまして、調査終了後、委員から「地滑りがあるかないかについては、まだ疑問に思っている」というような所感が述べられました。

この件につきまして、当社といたしましては、今後、データの拡充を含め、適切に対応してまいり所存でございます。

また、現地調査後の委員の発言として、「火山審査のやり直し」との一部報道もございました。これは以前から話題となっております大山の火山影響に関しまして、約 8 万年前の大山の噴火で、京都市内に約 30 cm の火山灰の層があるという新たな知見が発表されまして、関西電力がこの新知見を踏まえた評価を見直し、先日、原子力規制委員会に変更許可申請書を提出されたところでございます。

当社におきましても、今後、審査会合において説明をしてまいりたいと考えております。

また、先般、発電所の線量当量率測定記録など、一部を誤って廃棄するといった事案が発生をいたしました。本事案につきましては、現在、再作成をいたしました記録の状況などにつきまして、国において確認をいただいているところでございますけれども、本日は本事案の概要につきましてもご説明をさせていただきます。

本件につきましては、地域の皆様にご心配をおかけすることになりまして、改めてお詫びを申し上げます。

それでは、副本部長の長谷川からご説明をさせていただきますので、どうぞよろし

くお願い申し上げます。

○長谷川副本部長

それでは、お手元の資料 1 のご説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をご覧ください。最初に島根 2 号機の審査状況のご説明でございます。

3 ページ目をお願いいたします。今日ご説明いたします 2 号機、現在、審査を受けてございますけれども、3 号機についても昨年の夏に規制委員会のほうへ申請をしてございますけれども、規制委員会の運用ルールといたしまして、1 電力会社 1 機ずつの審査ルールがございますので、今は 2 号機を優先して審査をいただいているところでございます。

4 ページ目をご覧ください。福島事故以降、規制は大幅に強化されておりまして、ご覧のように左側が従前の規制、右側が新しい規制というようにご理解いただければと思います。従前は規制外でございました福島で起きました燃料が溶けるといった事象についても厳しい規制要求。さらには従来からの規制、特に地震・津波を中心として、規制の強化がなされてございます。

5 ページ目をご覧ください。今後、私どもは 3 つの審査を受ける必要がございますけれども、1 つが現在受けております①の設置変更許可、そして 2 番目、その後になりますけれども工事計画認可、そして保安規程の認可、こういう手続きが予定されてございますけれども、現状は先ほど本部長が申し上げましたように、①の設置変更許可の審査を受けている状況でございます。

6 ページ目をご覧ください。実は今日、この時間にも 123 回目の審査を受けてございますけれども、ご覧のように多岐にわたった審査が進んでございますけれども、既に実施済みとなったものもございます。その辺りを中心に、今日これから資料でご説明をしてまいりたいと思います。

それでは、8 ページ目をご覧くださいませでしょうか。先ほど申しました福島の事故の起点は地震、その後の津波でございます。まずは徹底的に耐震強化が要求されてございますけれども、こちらは耐震設計の方針が記載されてございます。今では非常に重要な安全施設 S クラス、さらには B クラス・C クラスという区分けをしながら、それぞれのメリハリをつけた耐震設計を進めてまいります。

9 ページ目をご覧ください。こちらは従前からご説明しております基準地震動とは少し異なる規制の要求でございます。弾性設計用地震動 S_d と書いてございます。

基準地震動というのは、これは何があっても環境中へ放射性物質を出さないような、非常に大きな揺れでございますけれども、それでもプラントが壊れない、格納容器・原子炉容器、こういったものが壊れないような、かなり強めの最大級の揺れとご認識ください。

これに対しまして、 S_d というのは、まさしく弾性破壊と申しますけれども、機器はかなり大きな揺れが生じますと、一部変形を伴います。しかしながら、地震が収まりますと元の形に戻りまして、その設備の機能が引き続き継続される。こういった揺れを要求するものでございます。

色々種々議論をいただきましたけれども、先般、 S_d についても規制委員会の確認をいただいたところでございます。

10 ページ目をご覧ください。続きまして、地下水位でございます。これは福島事故、汚染水、あるいは処理水という言葉にみなさんご心配だと思いますけれども、どこの発電所にも地下水は流れてございます。これは汚染水という観点ではございませんで、当然地下に水がございまして、浮力が生じてまいります。あるいは液状化、つまり層に水が浸透いたしまして、軟化という事象があるわけでございますけれども、そういった問題がないかを審査いただくものでございます。

11 ページ目をご覧ください。少し見づらい図面でございますけれども、左の下、右のほうから 1 号、2 号、3 号とプラントが並んでございますけれども、これはいわば発電所の敷地を示したものでございます。

この中で、地下水位の測定を現在行っておりまして、今申し上げましたように、地下水の影響をしっかりと確認してご説明すると、こういう審査を受けているところでございます。

12 ページ目も同じでございますけれども、こちらは 2 号に特化した図面でございます。地下水の処理でございますけれども、必ず地下水は一定量発生いたしますけれども、私どものプラントでは、サブドレーンと書いてございますけれども、いわゆる井戸を掘りまして、そこから必要量の、少し溢れたような地下水を汲み上げて、プラントへの影響を低減する、こういった対策を進めてございます。

この汲み上げた水でございますけれども、今は運転してございませんけれども、し

っかり放射性物質の有無なども当然確認する必要は基本的にはございませんけれども、念のためそういったチェックもしまして、海のほうへ流すという運用をしてございます。

13 ページ目、同じく液状化でございます。地下水、さらには場合によって軟弱地質があれば、液状化という現象が起きます。最近、各地で起きている地震でも、そういった被害が報告されてございますけれども、原子力発電所でもそういったことがないことを確認する必要がございます。

結論から申しますと、液状化が懸念されるような地点はほとんどございませんけれども、一部、3 号の前面、海に面した辺りにそういったところがございしますので、地盤改良などを進めているところでございます。

14 ページ目、15 ページ目、それぞれ液状化の現状の検討内容が記載してございます。

そして、続いて 16 ページ目でございます。建物の地震応答解析。下の図を見ていただきますと、原子力発電所はご承知のように、岩盤に直接設置してございますので、非常に強い強度、さらには地震がきても、一般の建築物に比べて揺れにくいと。こういったところは、岩盤に直接設置することが由来でございます。

ただ、その設置でございますけれども、ご覧のように建物との接地面、こういったところの頑強性、こういうものも審査の対象になりますので、私どもとしては、この辺りをサンプルとして、模擬いたしまして強度確認を進めているところでございます。

そして 17 ページ目、こちらは新しい規制の要求でございますけれども、先ほど申しました基準地震動、こういった大きな揺れが起きたとしても、燃料から放射性物質が出てこないか、こういった最低限の要求がございます。この評価も今回の規制の対象になってございまして、再度私ども、新しい基準地震動で評価をいたしまして、そういった懸念のないことをご説明してございます。

18 ページ目、こちらも詳細な地震力の評価でございまして、水平 2 方向、さらには鉛直方向の組み合わせを用いまして、建物の耐震強度をご説明してございます。

19 ページ目、地盤斜面の安定性。こちらが先般 9 月 20 日に規制委員が現地調査を行われまして、ご指摘があったところでございます。少し分かりにくいのですけれども、図が 2 つございまして、右側の図、この中で左の上のほうの凡例を見ていただきますと、防災科研調査結果というところがございます。

これに対して私どもは、地滑り地形と認めていないということでございますから、茶色のハンチングが打っていない箇所が1箇所あるかと思えます。ここが実はご指摘のところでございます、私の会社の見解としては「ここは地滑りの危険性はない」というように、これからまた審査会合でご説明しますけれども、規制委員のほうからそういうご指摘があったところでございます。

今後、この件につきましては、次の審査会合の席でしっかりとご説明・議論いただいて、適切に対応してまいりたいというように考えてございます。

続いて21ページ目、基準津波の策定に移ります。ご承知のように、福島事故は津波の影響と言われてございますけれども、これについてはかなり種々議論をいただきまして、既にその高さを含めて、概ね妥当という評価結果をいただいております。

それでは、22ページ目をご覧ください。申請当初は津波の高さを9.5mで申請を行いました。もう6年近く前になりますけれども、2013年の12月でございます。現状はこれが11.6mと高くなっておりますけれども、現在、この数値について規制委員会のほうから概ね妥当という審査結果をいただいております。

その波源でございまして、左の図面を見ていただきますと、日本海東縁部という地点がございます。秋田県の沖合になりますけれども、ここで海底断層が動きますと、津波が日本海、昨日、北朝鮮の問題がございましたけれども、大和堆という浅瀬で、若干津波が増幅をされまして、島根の原子力発電所の湾のほうへまいりますと、かなり高さが増してくると、こういう評価結果、非常に保守的なものでございまして、そういった評価を行いました。

また、加えて左の図の上のほうにございますけれども、前面海域にも海底断層がございますから、この2つの波源をベースに、23ページ目にございますけれども、現状は6つの基準津波を設定してございます。

そして24ページ目、こういった津波がきてもプラントに影響を及ぼさないような耐津波設計を行う必要がございます。ここに記載の通りでございます。湾岸には延長1.5km、海面から15mの防波壁が、もう6年前でございまして完成しております。こういったものを中心に、津波に対して万全の対策を進めてございます。

そういう中で審査がございまして、25ページ目、規制委員会のほうから7点の指摘がございまして、これに対しても、現在縷々ご説明をしているところでございます。

27ページ目、今度はプラント側の審査の状況をご説明いたします。

まずは重大事故等対策の有効性評価でございます。重大事故というのは、まさしく燃料が壊れて、場合によっては放射性物質が環境へ出ていくと。こういったものは起きてはいけない事故でございます。

それを評価する1つの手法として、有効性評価というツールを現在規制側は用いてございます。ひと言で言いますと、まずは事故が起こり得る、シーケンスと言いますけれども、ストーリーです。これを設定いたしまして、それぞれそのようになり得る確率をまずは算定いたします。そうしますと定量的、いわゆるその確率の高いものが事故が起こりやすいということになりますので、事故の軽重をつけてまいります。そして、現在私どもが進めております対策、こういったものが事故シナリオに対して有効か否か、こういうことを審査する手法でございます。

具体的に申しますと、28 ページ目でございますけれども、非常に専門的なプログラムになりますので、詳しくはご説明いたしませんけれども、例えば真ん中、一番上の行を見ていただきますと、高圧・低圧注水機能喪失と書いてございます。これは元々事故が起きます。高圧というのは原子炉の圧力がまだ高い状態、低圧というのは原子炉を減圧しまして、圧力が下がった状態でございますけれども、こういった状態の冷却装置が機能しなくなったとき、最悪の場合は燃料の破損につながるわけでございますけれども、こういったそれぞれ複数のシナリオをつくって、先ほど言いました有効性を確認していくという方法でございます。

29 ページ目を見ていただきたいのですが、こちらのほうが見やすい表になってございます。事故シーケンスとしては、ご覧のように左のほうにございます。今、申し上げました高圧・低圧注水機能の喪失、あるいは今回の福島の大元でございますけれども、全交流電源の喪失。こういった事故想定をしながら、それぞれの対策の有効性を評価するものでございます。

続いて、30 ページ目をご覧ください。内部溢水でございます。聞き慣れない言葉だと思いますけれども、この溢水というのは水が溢れるという意味でございます。内部でございますから、プラントの中から水が溢れてくるというようにご理解いただきたいと思います。

その具体的な原因としましては、もちろん外からの津波などもございますけれども、地震で配管やタンクが破断する。あるいは、もし火事が起きますと、大量の消火水を使いますので、そういう消火水が機器にかかるというケースもございます。こういう

ケースで安全を維持する施設がしっかりと機能する必要がございますので、これも審査の対象になっております。

31 ページ目、内部溢水ということで、具体的にはこういった審査が今、進められているところでございます。

32 ページ目、火災でございます。火災についても非常に今回、規制が強化されてございます。例えば、プラントの中はたくさんの計測用のケーブル等が使われてございますけれども、これにもし火がつきますと、一気に延焼を引き起こします。こういったことがないように様々な防火対策、あるいは火災の検知、さらには消火装置、こういったものが審査の対象になっております。

ですから、33 ページ目を見ていただきますと、まずは火災の発生防止。今ご説明しました難燃ケーブルの採用、こういったものが基本になります。

また、火災の感知及び消火、これもそうですけれども、1 つの方法で火災の検知をいたしますと、万が一機能しなくなる恐れもございますので、多種の検知方法の導入が求められております。

また、火災の影響低減。こちらには3時間、1時間と書いてございますけれども、仮に1つの機器が火災を起こしたとしても、3時間、最低でも1時間は延焼を起こさないように、火災が広がらない隔離した部屋、こういったところへ重要な機器を設置することが求められておりまして、現在、そういう対策を進めてございます。

続いて34 ページ目、竜巻でございます。今年の秋は大型の台風が来ておりまして、瞬間最大風速は秒速で50数m、こういう数字がニュースで流れてございますけれども、今、原子力では、竜巻の最大風速として、35 ページ目に記載してございますけれども、92m という数値をベースに安全設計を行ってございます。92m という数字は、国内での観測記録は多分ないかと思いますが、いかに強い竜巻を想定した対策が進められているか、これをご理解いただきたいと思います。

こういう竜巻がまいりますと、風の直接的な影響も然りでございますけれども、36 ページ目をご覧ください。大型の例えば鋼材とか、そういったものが宙を舞いまして、場合によってはプラントに激突して、重要な施設に危害を及ぼす可能性がございます。そのために、今、進めておりますのは、写真にございますような防護ネット、こういったものを中心に安全・重要な機器の保護を進めているところでございます。

続いて37 ページ、外部事象ということでございます。自然現象と人為的なものが

ございますけれども、38 ページ目をご覧ください。ご覧のように自然現象としましては洪水、風、凍結、寒波、あるいは雨、積雪、落雷、地滑り。生物学的事象というのは、例えばクラゲの襲来とかでございます。クラゲがきますと、冷却水の取水に影響を及ぼす。現にそういうトラブルが発生してございます。

そして 39 ページ目、人為事象といたしましては飛来物。例えば航空機の落下。法律で上空の飛行は禁止されておりますけれども、やはりそうは言いましても、航空機の落下なども想定する必要がございます。ダム、有毒ガスというのは、なかなか島根では想定しづらいところですが、念のための確認を行います。船舶、これは海岸部にございます。日本海も大型の客船を含めて航行がございますので、大小の船舶が万が一漂流して、発電所のほうへ漂流して危害を及ぼさないかと、こういったことも含めてチェック・審査を受けるわけでございます。

続いて 40 ページ目、静的機器の単一故障でございます。これも原子力の用語でございます、少し分かりにくいと思いますが、静的機器というのは、いわゆるポンプとか、そういうものを使わない、動きのない機器でございます。ですから、配管やタンクとか、そういったものを静的機器と申します。

これに対して、単一故障というのは、機器が 1 つしかございまして、仮にそれが通常、非常に重要な施設は 2 つ、あるいは 3 つ置いてございます。つまり、1 つが故障が起きてもバックアップ、ほかの機器がしっかりその代わりをすると、このような設計になってございますけれども、そうは言っても比較的重要な施設の中で、単一機器、つまり 1 機しかない設備がございます。こういったものが壊れたときに、安全上問題が生じないか、この審査でございます。

41 ページ目を見ていただきますと、こういったフローで対象機器を絞り込みました。そうすると、右の上のほう、少し分かりにくいと思いますが、4 つの機器が抽出されてございますが、結論から言いますと、仮に故障が起きてもすぐに修復できる、あるいは、ほかの機能で代替できると、こういったご説明をして、今、ご理解をいただいているところでございます。

続いて 42 ページ目、誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路でございます。誤操作といえ、みなさんご心配だと思いますけれども、運転員が誤った操作をしないかということでございまして、これについては中央制御室の盤、スイッチ、そういったものに人間工学的な配慮をするなど、徹底的に防止を務めてございます。

安全避難通路、もし万が一何かあったとき、避難も然りですけれども、逆に近づいて修理をする必要もございます。こういったものが確保されているか。その際には、やはり電気がなくなったときに、照明が代わりのものがつくかどうか。こういった観点の審査がなされております。

安全保護回路というのは、安全設備を動かすための回路でございます、非常に重要なものでございます。こういったものが、最近はデジタル系の機器なども使っておりますので、場合によってはサイバーテロ、こういう懸念はないか。こういう観点の審査を受けているところでございますけれども、いずれも対策がしっかりなされているというようにご説明をしております。

43 ページ目、44 ページ目、46 ページ目、共用設備と書いてございます。これは端的にいうと中央制御室になります。1 号機と 2 号機は同じ部屋に操作盤が並んでございます。もちろん運転操作は別々になっておりますけれども、部屋が同じということで、いわば共用設備になってございます。

一方の 1 号機は、ご承知のように運転をやめておりますので、解体していくわけでございますけれども、そういったものが 2 号機に影響を及ぼさないか。さらにはそもそも同じ部屋に同じ盤が並んで据え付けてあるわけでございますけれども、こういう設計で問題ないのかというご指摘でございます。

これに対しては、もちろん独立系でございますし、2 号機のほうへ影響がないことをしっかりご説明するとともに、むしろ逆に、1、2 号機が同じ部屋にあることによるメリット、45 ページに書いてございますけれども、安全機能の確保、あるいは安全性の向上、端的にいいますと、何かもしあれば運転員の相互応援、こういったものも可能になるわけでございますから、そういうご説明をしているところでございます。

48 ページ目、全交流電源喪失時のバックアップでございます。これは東京電力の福島事故のときも、まずは鉄塔が地震の地滑りで倒れてしまいまして、外から電気がもらえなくなりました。しかし、当然そういったときのためにディーゼル発電機が複数台ございまして、直ちに起動いたしました。津波がくるまでは、このディーゼル発電機で必要な電気が供給できていたわけでございますけれども、残念ながらディーゼル発電機は非常に重たい設備でございますので、低層階にあったが故に津波で浸水いたしましたして、ディーゼル発電機も使えなくなった。こういう事象があらかじめ生じたとき、少なくとも冷却機能を維持しなさいというのが今回の法令要求でございます。

実は、電気がなくても冷却ができる装置が原子力発電所にはございます。蒸気で動かす設備でございますけれども、これを制御するためには直流電源が必要になります。最低 8 時間の電源を確保するようという要求がございまして、こういったものに対して、今ではその数倍の容量の電源設備を設置する、こういった対応を進めてございます。

47 ページ目は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設。端的にいいますと、これは使用済燃料プールでございます。燃料が運搬の際に落下しないか、そういうこと。

さらには、48 ページ目にございますけれども、東京電力の事故のときに、燃料プールの水が抜けているのではないかという、かなりご心配な騒ぎになりました。そういうことを含めまして、まずは燃料を含めて落下しないような対策、こちらを進めてございますし、48 ページ目にございますけれども、従前の燃料プールの水位計、温度計、こういったものを多重化するという対策を進めてございます。

続いて、49 ページ目でございます。放射性廃棄物の処理施設についてということで、50 ページ目と 2 ページにわたって記載してございますけれども、こちらは実は黄色い放射性廃棄物のドラム缶、ご承知だと思いますけれども、低レベルの放射性廃棄物と申しております。私ども原子力発電所ではこういった廃棄物、固化といいまして、セメント、あるいはプラスチックで固めまして、青森県六ヶ所村のほうへ運搬・処分をいたしております。

現状、2 号機は、この固化材としてプラスチックを使っておりますけれども、プラスチックはご承知のように非常に燃えやすいものでございます。ですから、今回の新しい規制で「可燃性のものを置かない」というのが大原則でございます。また、仮にもし火災が起きると、復旧作業の支障にも懸念がございますので、今回、私どもはこのプラスチックを燃えにくい、燃えないセメントに変更することにしております。

結果、1 本あたりのドラム缶に詰めますプラスチックとセメントの重量が少し変わりますので、発生するドラム缶の本数が変わってまいりますというご説明が 50 ページでございます。

ここまでが審査の状況でございまして、次の 51 ページ目からは、先ほど来、お話が出てございますけれども、記録の誤廃棄のご説明でございます。

52 ページ目をご覧ください。今年の 5 月でございますけれども、私ども、本来 10 年間保存しなければいけない記録データを、誤って 5 年で廃棄していたことが分かり

ました。

その対象でございますけれども、ご覧のように①から④までございます。建物の中の放射線に関する記録でございます。これらは法令並びに保安規定で 10 年間保存が義務付けられておりますけれども、運用上の誤った運用によりまして、こちらを 5 年の段階で廃棄していたことが分かっております。直ちに私ども、規制事務所、規制庁、さらには自治体のほうへご報告したのが 5 月の 16 日でございます。

原因でございますけれども、54 ページ目から記載してございます。原子力発電所では、本当たくさん、膨大なデータ、記録、文書が発生いたします。いずれも重要なものでございますから、先ほど申しましたように所定の保存年数、あるいは永久のものもございますけれども、しっかりと保管をする必要がございます。

そのため、私どもは関連会社のほうでこういった専門の部署がございます。専任の担当者、システムを用いまして関与しているわけでございますけれども、今回は電力の手続きの中で、保存期間を 10 年と書くべきところを、誤って 5 年と記載していたというのが理由でございます。

ほかにないかすべて確認いたしましたけれども、そのほかの文書については適切に保管されていることが分かってございます。

本件は先ほど言いましたように、保安規定の違反に該当いたしますので、既に規制委員会のほうにもご報告をしてございますけれども、最終的な保安規定違反の区分については、今後の規制委員会の中でご判断がなされると聞いております。

ただ、規制委員長のご発言では、安全そのものに影響するものではないけれども、やはり運用上のミスということで、我が社に対して適切に対応するように要求がございました。ご心配をおかけしまして大変申し訳ございませんけれども、本件についても、今後、再発防止を含めて、しっかりと対応してまいります。

私のご説明は以上でございます。

○松浦会長

それでは、議題 1 につきまして、何か皆様方のほうでご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○木村委員

38 ページの外部事象ところ、自然現象の降水というところですが、設定基準値が77.9mm となっておりますが、昨今の線状降水帯による非常に大量の降水がありまして、時間降水量 100mm を超える場合も、何度も度々そういう事象が発生しております。77.9mm を基準としているのでは、問題なのではないかと思います。

ただ、水量の話だけではなくて、台風や竜巻に伴う場合は風圧も伴うということ。そして、そこに地滑りに関して安全だということですが、最初のところで、先ほどの地滑りの危険性が指摘、随分たくさんの箇所が指摘されていたと思うのですが、地震によって起こる地滑りと、風圧を伴った降雨によって水が染み込んでいった場合、同時に起こった場合、やはり想定はされているのかどうか。その点お聞きしたいです。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○長谷川副本部長

委員のご指摘のとおりでございまして、最近は本当に時間雨量 100mm というような非常に厳しい降水が各地で観測されてございます。これはあくまでも審査上の数値でございまして、これをすべからく、これ以上も含めて、では、いくらまで余裕があるのかということになりますけれども、当然余裕を持たせて設計・対策を進めてまいります。

また、複合のお話がございました。当然雨が降れば、そのときに雨風が激しくなるのではないかと、地滑りのご懸念もございますので、ここには単独の条件設定をしてございますけれども、常にやはりそういった災害、複合する可能性がございますので、非常に厳しい条件で設計・安全対策を進めております。

特に最近、ほかのプラントでございまして、少し雨水がプラントの中に浸水するという事象が既に発生しておりまして、それを契機に私どもも、そういう雨水の進入可能性があるところを徹底的に調査いたしまして、いわゆる水漏れ対策、浸水防止対策、シール剤といたしまして、パテを盛るとか、あるいは堰をつくるとか、こういう対策もしてございます。

これはあくまでも雨の対策の一例でございまして、これに限らず、あらゆる

災害、今日のご説明しておりませんが、冒頭ご挨拶しました火山灰も、多分大山・三瓶は従前でいうと休火山でございますけれども、今は活火山という定義に変わっておりますので、場合によっては噴火を想定して対応を進めてございます。

こういったものも、例えば灰と雪が同時に降れば、荷重が合わさって非常に厳しい状況になってまいります。すべからくと申しましたけれども、安全側の対応を進めてございますので、ご理解をいただければと思います。

○松浦会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○芦原委員

4点ほどお聞きしたいと思います。

お聞きする前に、説明の仕方について要望があります。全体的にさらっと撫でたような説明に終わっておりまして、根拠は一体どうなっているのだろうというところが非常に分かりづらいお話です。

こういう形での全部を通しての説明というのがあっても良いと思うのですが、別途1つか2つに焦点を絞って、丁寧に詳細を説明していただく機会を設けていただきたいなと思います。

規制の審査の場で規制委員会から色々なコメントが出ていると思います。そのコメントに対して、中国電力としてはどういう根拠を持って、どう説明していったのか、どう納得していただいたのか、そのようなお話を改めて聞かせていただきたいと思います。

質問です。全体の審査の状況なのですが、特定重大事故等対処施設について、現在の審査状況、それから建設状況についてご説明をいただきたいと思います。それが1点です。

それから、9ページのところの弾性設計用地震動 S_d の設定に関して、少し説明も交えながらお聞きしたいと思います。これは9月の5日の審査会合で、規制委の審査委員から色々なコメントが出されたことに関して、回答を出していらっしゃる。その資料を一通り読ませていただいたのですが、簡単に申し上げます。他の先行プラ

ントの審査実績では、Ss-D に対して基準地震動 S1 を包絡 Sd で包絡させる考えで設定すると、Ss-D の約 0.8 倍というようになります。

そうすると、何箇所か耐震補強をしなければならないところが発生します。これは補強することが施工上非常に困難だと、できないということが書かれております。

この 0.8 倍にすると、過大な評価になるということが書かれていて、中国電力としては係数 0.5 でこれを計算設定するということがコメント回答で出されております。

これは申請当時、中国電力は Ss との応答スペクトルの比率の値が 0.5 を下回らないような値として設定することを基本とし、これは規制委のほうで示されていることだと思いますけれども、Ss の 1 に対して係数 0.6 をかけて設定したというようにあります。

お聞きしたいのは、先行プラントの審査実績における設定方法と同じように考えると、Ss-D の約 0.8 倍となるというのは、なぜ 0.8 倍となるのか。0.5 にすると耐震補強をすることは必要なくなるわけですが、辻褄合わせに聞こえるのです。中国電力は申請当時、これに 0.6 をかけていらっしゃるのですけれども、0.6 でも S1 を包絡することはできるわけですね。そういう考え方は取ることができなかったのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど台風の話がありましたけれども、9 月に千葉県内で最大瞬間風速 50m 以上ですね。これで鉄塔 2 基、それから 2,000 本の電柱が倒壊するという事態が生じております。

今日ご説明いただいたのは、台風や竜巻に関しても、サイトに関する影響ということでご説明いただいたというように考えているのですけれども、先ほど説明した千葉県内で生じていることは、電柱の倒壊であるとか、鉄塔の倒壊という事態が生じているわけです。これは同じことが起きると、外部電源の喪失に至るわけですね。外部電源が喪失しても大丈夫のような対策はとってはいらっしゃいます。けれども、基本的に外部電源が喪失しないような対策が必要だと考えるのですけれども、その辺りはどうお考えで、千葉の例を見て、今後どういう対策を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

最後に、41 ページに静的危機の単一故障に関して、設計上考慮が必要な機器の抽出というところ図で示されております。抽出された対象機器の系統が 3 つあるわけですが、それは以下の条件のいずれかに該当することを確認されたというように書

いてあります。

それも3つあるわけですが、では、抽出された機器はそれぞれの条件に該当するのか、これをどのように確認されたのか、少しご説明をお願いします。

以上です。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○長谷川副本部長

まず、今日の説明が非常に概略的であって、中の個別のお話もお聞きしたいという総括的なご意見がございました。私どもも色々な場面でご説明をしますが、なかなかやはりその場によって説明の内容も変えてございます。今日の場合は、あまり専門的なものより、むしろいかに多岐にわたって審査を受けているか。国の規制が強化されて、それに対してどういう対応をしているか、こういうものをご説明するほうがよろしいと判断いたしまして、本日はこの資料でご説明をいたしました。

一方、委員がご指摘のもう少し詳しい話ということにつきましては、実は自治体の皆様を対象にして、定期的に報告会をしてございます。これは本当はかなり深いご説明をしております、もう29回を数えてございます。こちらは皆様どなたでも傍聴が可能ですし、事前に開催のご案内もしておりますので、もしご都合がつけば、そういった機会をご利用いただければというように考えております。

それでは、個々のご説明でございますけれども、まずは1番目の特重のご質問でございます。特重という設備については今日の資料にはございませんけれども、昨今報道がなされております特定重大事故等対処施設、これは今回の規制の1つの目玉というのも変ですが、特徴的な規制要求でございます。

テロを想定した対策拠点をつくりなさいという要求でございます。少し法的な要求・運用が異なりまして、先ほど申しました工事計画認可、認可後5年以内につくる必要がございます。それができない先行プラントが、どうも場合によってはプラントの停止を余儀なくされるというような状況になってございますけれども、私どもの審査は、まだ実は工認までいってございません。①のその前段の設置変更許可の審査の段階でございますので、まだこの5年の時間規制がかかってございません。したがって

まして、まだつくることもちろんできませんけれども、準備として、既に 2 号機用の特定事故重大施設の申請はもう行っております。国への申請。ですから、多分 2 号の審査が終わり、どこかで特定重大事故等対処施設の審査が始まると思います。まだ始まっておりません。

一方、そうは言いましても、土地の造成等は許されてございますので、現在敷地の中でそういった前準備については進めているところでございます。

続いて、Sd のご質問でございます。これも非常に専門的で少し難しいのですが、元々この Sd の基本的な考えには、特に決まったものはございませんけれども、委員から質問がありました S1 の 2 分 1 (訂正:基準地震動 Ss の 2 分の 1) という目安がございます。S1 というのは何かというと、実は旧基準の私どもの、今でいうと基準地震動 (訂正:今でいうと Sd) でございます。当時、私どもは旧基準で S1 (訂正:旧基準で Sd) を設定したのは、近場にございます宍道断層、ここからくる揺れを S1 として設定しまして、その約 2 分の 1 が Sd の目安になるということでございます。

(訂正:Sd として設定しておりましたが、これは現在の基準では基準地震動 Ss の約 2 分の 1 が Sd の目安になるということでございます。)

しかし、ここで島根特有の状況がございまして、実は宍道断層というのは、今 39km に伸びましたけれども、非常に近いところにある断層でございます。ですから、島根原子力発電所に対して、かなり大きめの揺れを発生させます。こういうプラントはほかにはあまりございません。プラントの非常に近いところに、現にこの先活動が想定されるような活断層があるプラントというのはあまりございません。ですから、うちの場合、S1 が非常に大きい (訂正:Sd が非常に大きい) というのが特徴でございます。

一方、この宍道断層、当時の S1 を設定した数値についても、色々学説がございまして、「もっと小さかったのではないか」という学説もございます。今回、当社はそういうことも含めて規制庁とご相談をしたわけです。結果、2 分の 1 ではなくて、0.8 倍を基本に、(訂正:基準地震動 Ss の 2 分の 1 だけではなくて、0.8 倍は過大すぎるので S1 と同等なものを設定することを基本に、) やはり「少し危惧されるようなところはしっかり補強します」と、こういうことを条件に Sd の設定についてご理解、ご了解をいただいたという経緯がございます。

そして、次は鉄塔の話でございます。千葉の台風では、6 万 6,000kV の鉄塔が 2 本

倒壊してございます。これは今、原因調査が進められておりますので、今後の判断を待ちたいと思いますけれども、若干何か特異的な問題があったのではないかという話も聞いてございます。なぜあの2塔だけが倒れたかということでございます。

一般的に私どもの設備としては、多分あの風速では倒れない鉄塔、設備、設計になってございますけれども、今、委員がご指摘になりましたように、こういったものに対しても、仮に外からの電源がなくなったとしても万全の対策をしてございますけれども、当然外部電源の確保、これも重要でございます。

ですから、流通設備の強化も然りでございますけれども、特に今、島根原子力発電所は外と5回線つながってございますけれども、そのルートを取って変える、つまり同時被災をしないように、同じ事象ですべての送電が停止しないように、そういったことも含めて対応してございます。

最後に、単一故障でございますけれども、41ページ目でございます。右の上のほうに、このフローで抽出いたしました系統として非常用ガス処理系、あるいは中央制御室の空調換気系、残留熱除去系、この系統4つに対して、配管、ダクト、スプレイヘッド、計4機をピックアップしてございます。

今、委員がおっしゃったように、それぞれ下の理由で問題なしということを説明してございますけれども、基本的にはすべからく、特に上の換気系につきましては、補修が速やかに可能だというように考えてございます。

また、スプレイヘッドにつきましては、同等の機能をほかのものでカバーができると、こういう理由でご説明をして、ご理解をいただいているところでございます。

以上です。

○松浦会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○永田委員

中電さんが冒頭に言われました現地調査のことについての意見なのですが、資料19ページにもありましたように、8月30日の審査会合において、このことが規制委員会のホームページを見ますと指摘されております。空中写真の判読では、西端

部の地山に表層滑りが想定されるということが指摘されていますし、また、遡って 7 月 2 日に行われました 739 回の審査会合においての資料の中でも同じことが指摘されています。

そういうことを踏まえて、今度の現地調査ということにつながったのではないかと思います。これは防波堤の西の端っこと地山をつなげているわけなのですが、これが地震によって地山の表層滑りが起これば、地山と防波壁の間に隙間ができるということです。そこから敷地内に津波が押し寄せてくるということが考えられるのではないかと思います。

今回の 9 月 20 日の規制委員会から、現地調査のことで新聞報道を見ますと、石渡委員から「島根原発は海岸沿いの急傾斜に切り開いてつくっているの、斜面の安全性の審査が続いている」と。先ほど冒頭に言われましたように、「中電側は地滑りの地形ではないという説明をしているのだけれども、やはり今回の調査でも納得はできなかった」と報道されています。

それから、これは石渡委員が言われたかどうかははっきりとしていないのだけれども、「他の研究機関の資料で、敷地内に地滑り地形がいくつかあることが示されている」というように報道もされているのだけれども、やはりしっかりと調べていただいて他の研究機関の調査も参考にさせていただいて、表層滑りが起きないようなことをもう一度確認していただいて、しっかりとデータを出していただきたいなと思います。表層滑りが起これば大変なことになるのではないかなと考えます。

それから、これは質問でも 1 つ気になることがありましたので。市議会の原発特別委員会が 9 月 20 日にございましたけれども、そのときの資料と私たちに配られましたこの資料、随分と違っております。かなり省略をされて、枚数も大きく違っているのだけれども、この安対協の委員さんの中には、私とは違ってかなり専門的な知識をお持ちの方が随分いらっしゃいます。ぜひ同じ資料を提供していただければなと考えております。

最後に、市長さんをお願いなのだけれども、やはり原発の稼働は大きなリスクを伴います。私も一市民ということで参加させていただいているのだけれども、昨今の環境問題、そして核廃棄物、汚染水の問題、津波や大山の噴火の影響の問題等々たくさんございます。市民の多くは本当に原発に対する不安を拭えません。ぜひとも原発の稼働を考えていただきたいと思います。やめるようにお願いをしたいと思います。

切なるお願いです。

以上です。

○松浦会長

私どもの基本的な考え方は、とにかく安全性第一に審査を受けていただきたいというところでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○長谷川副本部長

それでは、2 件のご質問にお答えいたします。

改めまして 19 ページ目を見ていただきたいと思います。今、委員のほうからもご指摘がございました。私もご説明をしましたけれども、ちょうど近くにありますので、今、指摘を受けておりますのはここでございます。この 1 点です。

この凡例を見ていただきますと、先ほどもご説明しましたけれども、まずは今回、規制委員会のほうからご指摘がある根拠は、防災科研調査結果ということで、これは全国、航空写真に基づきまして、地滑り箇所、そういう懸念のあるところを指摘されているところでございます。当島根原子力に特化した調査ではございませんけれども、そういう一般的な調査結果が利用されたものでございます。

これに対して私ども、先ほど言いましたように、茶色くハンチングしているのは、会社としても地滑りの懸念ありというように申し上げているところでございますので、当然対策をまいります。

それに対して、今回指摘のあったところについては、中国電力としては「ここは大丈夫だろう」というように考えておりますというご説明をしてきたわけですが、現地調査でも、やはりここはそんなに広いエリアではございませんで、ごく一部、岩の上に少し層が乗ってございますけれども、それが場合によっては滑り落ちると。地震か何かで崩れて落ちると。

委員がご指摘になったように、その近くの安全設備というのは防波壁しかございません。いわゆる防波堤ですけれども、非常に頑丈なものでございますけれども、場合によってそれに石が当たって防波壁が壊れてしまうのではないかと、多分こういうご指摘だと思います。

なぜここが地滑りの懸念があるかについては、現状、明確に規制委員のほうから見解をお聞きしてございませんので、まずは次回の審査会合、すべての論議の判断は審査会合でなされますので、次の審査会合で規制委員のご見解をしっかりと聞き、そして私どもとしても、まださらにご説明をして、議論をすることになろうかと思えます。

いずれにしても、最終的には適切な対応をまいりますので、どうかご安心をいただければと思います。

それ以外のところについても、特段今回指摘はございませんでしたけれども、今、申しあげましたように、そういう地滑りの懸念のあるようなところについては、しっかりと対応してございますのでご安心いただければと思います。

もう1つ、資料の件でございます。先ほどの委員の方へのご回答と全く同じでございまして、色々説明の場に応じて資料も変えてございます。そういうところ、今のご指摘を踏まえて、今後、執行部のほうともご相談しながら、適切に対応してまいります。よろしくお願い申し上げます。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○木村委員

一番最初の冒頭のお話で、関西電力に関して、高浜市の方たちが色々な金銭等の供与をしていた問題は、これは関西電力だけではないだろうと、これは誰も思っているところでありますが、先ほど、誰がどのように聞き取り調査をされたかという、そして、こう言っては悪いですけども、泥棒の大将が泥棒を質問して、何も問題なかったというようなご説明では、全く私たちは納得ができないところであります。

本来ならば第三者が入って、徹底的な調査をして、そしてその記録、どういう質問をして、その調査した結果がどうであったかということをきちんと記録されて、それをもって回答していただきたいというように思います。

先ほどのご説明では、誰も納得できていないというように思いますので、お考えをお聞かせください。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○岩崎本部長

関西電力の不適切な行為についてのご指摘でございました。先ほど冒頭のご挨拶で申し上げましたように、当社でもしっかりと聞き取りをしたわけでございますけれども、今、委員のほうから「誰が聞き取りをしたのか」というご質問がございました。

これは我が社に色々な組織がございますけれども、会社のコンプライアンスをしっかりと維持していく、高めていくための専門に取り組む部署がございます。コンプライアンス推進部門と申しますけれども、このコンプライアンス推進部門の部門長、これは役員でございますけれども、彼が関係する者に対して、個別に聞き取りをしています。

また、聞き取りの結果で、私ども同じような事例はないということを確認しておりますし、また、コンプライアンスに関します社内の色々な指針、あるいは要綱等がございますけれども、これをしっかりと守るようにということで、私ども日々注意をしております。

そういうことも含めまして、中国電力におきましては、関西電力と同様の事案はないというように考えております。したがって、現在のところ、これ以上の調査等については考えておりません。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○松浦会長

ほかにございますか。

……………質問・意見なし……………

それでは、ないようでございますので、続きまして議題の（２）、令和元年度松江市原子力防災訓練についてを議題といたしたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○事務局 矢野次長

先ほどのご質問で、１つ補足をさせていただければと思いますけれども、先般の原特委の資料と今回の資料が若干違うのではないかと。今回が少ないではないかというご指摘でございましたけれども、原特委に出した資料の中でも、３号機の適合性審査の

話と、それから1号機の廃止措置の話、それからクリアランス制度、これは原特委に出していましたが、今回は安対協では除いております。というのも、今年の3月の27日の安対協で既に説明をしたものでございましたので、原特委の資料からは、今回と比較すると違うということをご理解をいただければと思います。

それから、次の議題のことですが、資料2をご覧くださいませうでしょうか。右方のほう資料2と書いた資料でございます。

松江市原子力防災訓練についてということでございますけれども、1ポツ目の概要でございますが、今年の訓練は原子力災害時の対応手順及び対応体制を検証することを目的に、国が原子力総合防災訓練を行いますけれども、その訓練との合同訓練になります。これは国も東京で本格的に災害対策本部を立ち上げて、そして島根県庁の隣にあるオフサイトセンターにも内閣府スタッフを派遣して、地元自治体と一緒にやって訓練をするというものでございます。毎年、2県6市が中心となつて行う訓練と比較して、訓練の規模が大きくなるというものでございます。

それから2ポツ目、実施時期でございますけれども、訓練は今年の11月上旬を予定しております。詳細な日程の公表につきましては、国の都合で訓練の1週間ぐらい前になる見込みでございますけれども、ご了承いただければと思っております。

それから4ポツ目、主な訓練項目についてでございますけれども、(1)としまして、国と地方の協力体制、中央と現地の連携体制や手順の確認と記載しております。これは冒頭、概要のところでもお話ししましたが、東京に設置される災対本部と現地本部との連携がきちんとできるのか、内閣スタッフがやってきて、手順を確認しながら訓練を行うというものでございます。

(2)でございますけれども、地震との複合災害を想定してということで、初動対応の訓練ですとか、避難経路の通行止めなどを想定した訓練を行うものでございます。

それから、(3)でございますが、県内外への広域住民避難訓練でございますけれども、参加地区と受け入れ自治体は表に記載したとおりでございます。大田市、それから奥出雲町、倉敷市の皆様にご協力をいただいて訓練を行うものでございます。

詳細な訓練内容につきましては、国や2県6市、関係者が参加する主要機関会議や担当者会議において現在調整作業中のため、本日は概要の資料のみ添付しております。

内容の公表につきましては、今後、国と調整して行うこととなりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。訓練への御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○松浦会長

それでは、ただいまの事項につきまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○芦原委員

今年の防災訓練は国が主催して行うということですが、従来ですと国が前面に出てこれないということで、例えばこの時期に島根県に、何月何日、避難訓練に参加される自治体のどの地域、この地域が何時に集合してスクリーニング会場に何時に到着して、スクリーニングはどこの会場ですとか、避難先の自治体のどこに行かれるといった詳細な情報をいつも開示してくださるのです。

ところが、今回は国が主催だということで、こういった情報は全く公開していただけておりません。今日もお話を聞いて、実施時期は 11 月の下旬だということしか説明されないわけですが、訓練ですよ。なぜ情報が 1 週間前でなければ公開することができないのか。ほかの自治体で行われたことを聞いていても、2、3 日前でなければ情報を公開しないとか、そういう例を聞いております。情報が公開されないということに何の意味があるのか、全く理解できません。なぜ住民に説明されないのかをお伺いしたいと思います。ぜひ詳細を説明してください。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○事務局 矢野次長

先ほどのご質問ですが、今回の訓練は総理大臣をはじめ、関係閣僚が参加する国の原子力総合防災訓練ということで、そういった事案につきましては、国のほうが情報統制を行っておりまして、そういった事案の場合は全国どこでもですが、これまでの総合防災訓練は、1 週間ぐらい前にならないと情報が公開できないということで聞いております。

以上です。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○芦原委員

防災訓練を行うにあたっては、周辺 30km 圏内の自治体も参加される。これは行政が単に参加するだけではなくて、地域の住民のみなさんも参加されるわけです。広域、そして多様な機関、地域に関して、この訓練の日程、開催のスケジュール等を詳細に詰めていかれて準備を進めていくわけですね。

ですから、もうこの時期、何月何日に訓練を行うのかは決定済みで調整をしておられるはずです。日にちも私は聞いておりますけれども、それが 1 週間前、あるいは 2、3 日前でなければ、国が主催するということで、それが決まらない、公表できないということはあり得ないことだと思うのですけれども、どうですか。

○松浦会長

はい、どうぞ。

○事務局 矢野次長

当然、訓練に参加される皆様方には、この日に行うということでお願いをしておりますが、最終的な決定ではございませんよということで、まだまだ調整する事項がたくさんございますし、最終的な決定は、やはり国と調整をしまして公表させていただきたいというように考えております。

○松浦会長

それでは、ほかにございますか。

……………質問・意見なし……………

それでは、続きまして議題（3）のその他についてでございます。何か事務局のほうでありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局 矢野次長

ありません。

○松浦会長

それでは、以上で議事については終わらせていただきたいと思います。

本日は色々なご発言を活発にいただきまして、誠にありがとうございました。今回は原子力発電所の取り組み状況につきまして説明をいただいたところでございます。

また、今年度の原子力防災訓練の概要につきまして、説明をいただきました。訓練にあたりましては、国、県などとの協力体制を確認するとともに、避難計画の実効性について、さらに充実・強化を図っていきたいというように考えております。

松江市といたしましても、今後とも市民の安全・安心の確保を最重点に一層努めてまいりたいというように思っておりますので、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○事務局 矢野次長

最後に事務連絡でございますけれども、アンケートにつきましては、お手数ですがけれども、出口のところで事務局により回収させていただきますので、よろしくお願い致します。

それから、質問用紙につきましても期限を設けさせていただきました。会議終了から1週間後の10月16日までのところで事務局のほうへ提出いただければと思っております。

それから、島根県が作成された環境放射線調査の結果につきましても、冊子を出口のところに置いておりますので、よろしければお持ち帰りいただければと思っております。

以上をもちまして、協議会のほうは終了させていただきます。ありがとうございました。